

この仕様書は企画提案書作成用であり、事業の実施に係る要求水準を示すものである。企画提案競技後、一般社団法人埼玉県物産観光協会（以下「協会」という）は契約候補者と協議を行い、双方の合意が図られた場合は、仕様書を契約候補者の企画提案内容に合わせ修正の上、契約を締結する。

埼玉県観光DMP構築・運用等業務委託仕様書（案）

1 業務名

埼玉県観光DMP構築・運用等業務

2 契約期間

契約締結の日から令和7年3月31日（月）まで

3 納入場所

一般社団法人埼玉県物産観光協会

4 概要

（1）目的

本事業は「第3期彩の国DMO戦略」に基づき、埼玉観光の「稼ぐ力」を強化するため、「埼玉県観光データマネジメントプラットフォーム」（以下「埼玉県観光DMP」という。）を構築し、観光地域づくり法人（DMO）等が活用しやすいデータ分析基盤を整備するとともに、その活用により、これまでの勘や経験、思い込みに囚われない、エビデンスに基づいたターゲットプロモーション等を促進することを目的とする。

（2）事業の全体像

埼玉県観光DMP構築・運用に関する将来ビジョン及び課題に対する解決の方向性を示し、観光地経営の高度化、観光デジタル人材の育成・活用についてのロードマップを示していく。

県内観光関連事業者等がエビデンスに基づいた観光施策を展開できるよう、利用者視点に立った埼玉県観光DMPを構築するとともに、協会保有データの収納、誘客施策に資する新規データ購入などを行い、必要なデータの充実を図る。

収集したデータは必要な処理を加えて埼玉県観光DMPに格納し、閲覧者が効果的に分析できるようにダッシュボード化（可視化）を行う。併せて、埼玉県観光DMP活用に向けた人材育成支援を実施する。

（3）スケジュール

想定している開発スケジュールは下記のとおりである。県内各DMO等に向けた先行公開（9月上旬）及び完全公開（2月中旬）の二段階で情報公開を行っていくため、下記スケジュールに間に合うように構築すること。先行公開するティザー版の精度については協会と協議の上決定すること。

契約期間	契約締結の日～令和7年3月31日
データ精査／機能要件整理	契約締結の日～
DMP構築	順次
ダッシュボード構築	データ精査後速やかに着手
ティザー版先行公開	令和6年9月上旬
完全公開	令和7年2月中旬
活用支援	順次 ※9月の先行公開及び2月の完全公開においては、関係者向けのレクチャーを行うこと。

5 委託内容

(1) 埼玉県観光DMPの構築

ア プラットフォームの開発・環境整備

- ・迅速にシステム開発・改修が可能な簡便性を備えた仕組みを有する環境であること。
- ・高レベルのセキュリティ対策、データセンターの堅牢性を備えていること。
- ・一度開発したシステムは、ソフトウェア等のバージョンアップに影響されないよう可能な限り永続的に利用できることを考慮した設計とすること。
- ・将来的に格納データ・機能を拡大させていく想定であるため、拡張性を担保すること。そのためプラットフォームまたはアプリケーションサービスとして提供されるクラウドサービスを活用することが望ましい。システムの選定に当たっては、本施策が有効かつ継続的に利用できる内容とすること。
- ・システム利用期間内に発生する業務データは削除することなく、全件のデータ保管が可能なこと。ディスク容量が不足した場合は、ディスク容量増設の契約をすること。また、ディスク容量増設作業の際に本システムの停止を伴わないよう支援をすること。

イ データの調達・収納

以下のデータのデータベースへの収納を行うこと（単なるデータ収納ではなく、共通カテゴリ等で整理ができるよう、DMP共通付加情報も合わせて付与する）。

新たにデータを調達する際は、データ調達のノウハウや実績を十分に有する者が協会の意向を確認し、過不足なく調達すること。また、データ調達においては、当該データの特徴や調達の必要性及び活用方法を協会に対し説明すること。

(ア) 公的データ等

想定しているデータは以下のとおり。

<観光庁公表データ>

- ・宿泊旅行統計調査
…第2表、第4表、第8表、参考第1表、参考第2表
- ・旅行観光消費動向調査
…第1表、第8表、第15表、第16表、参考第4表、参考第5表

- ・訪日外国人消費動向調査
 - …表1-3、表2-3、表3-3、表3-4、表4-3、表6-1、表6-2、参考都道府県集計表1-2、参考都道府県集計表1-3、参考都道府県集計表2-2、参考都道府県集計表2-3

(イ) 埼玉県又は協会が保有するデータ

- ・埼玉県パラメータ調査データ
 - …観光入込客数（都道府県別）、観光入込客数（市町村別）、観光消費額単価（都道府県別）、観光消費額（都道府県別）
 - ※いずれも過去5年分を想定
- ・位置情報等のビッグデータを利用した人口統計情報（インバウンドデータ）
 - …令和5年1月～12月の各月の国籍別の旅行客数、宿泊客数、日帰り客数、移動情報（全て埼玉県、市区町村別）

(ウ) 新規購入データ

想定しているデータは以下のとおり。

- ・クレジットカード等の消費購買データ（国内データ・インバウンドデータ）

(例示)

<国内>

…月別、市区町村別、時間帯別、居住県別、業種別、年収別、性年代別など

<インバウンド>

…月別・市区町村別・時間帯別・国別・業種別・年収別・性年代別など

(エ) その他留意事項

- ・上記データ項目以外で、「第3期彩の国DMO戦略」に掲げている国内・インバウンドを含めたターゲットの認知度等の推移を把握できるデータの他、民間事業者が保有するビッグデータ等から課題に対する解決の方向性を示していく上で有効なデータや手段等があれば、その理由も付して提案すること。なお、上記データも含め購入費は契約金額に含むものとする。
 - (その他有効と考えられるデータ)
 - ・国内OTA、または、海外OTAの宿泊予約状況データ
 - ・レポート分析の活用
 - ・経済波及効果分析
 - ・ターゲット広告 など
- また、データ調達に関しては、単なる分析に終わることなく、データに基づく明確な戦略の策定、KPIの設定・PDCAサイクルの確立、プロモーションなどの観光振興につなげることを意識すること。
- ・上記データ項目の収納に適したサーバーを用意し、埼玉県観光DMPオリジナル環境（データ収集・加工・ログデータの収集・権限設定・自動化など）を構築すること。
- ・国内の動態データについては、「おでかけウォッチャー国内版」アカウントを一部ユーザーに提供する予定のため、埼玉県観光DMP内の提供メニューとして用意すること。

- ・「おでかけウォッチャー国内版」の追加アカウントを5つ取得し、その費用も契約金額に含めること。(追加アカウント：1つにつき、5万円(税別))
- ・任意の項目について、複数のデータから異なる値が得られた場合、協会と協議の上、採用するデータを決定すること。

ウ 埼玉県観光DMPオリジナルダッシュボードの構築

- ・収納したデータを基に埼玉県の観光データを集計・分析し、埼玉県観光DMPとわかるデザインを有するダッシュボードの構築を行うこと。
- ・収集したデータを、閲覧及び分析業務に効果的な内容でダッシュボード化すること。またダッシュボードのレイアウトは、分析の企図に応じて利用者が任意に変更できるようにするとともに、データの蓄積に応じて更新、新規でグラフ項目を追加できるようにすること。
- ・引用したデータの出典元をすべて示すこと。
- ・データの特性や利用方法に応じて特筆すべき事項があれば注釈を加えること。
- ・ダッシュボードを公開するWEBサイトは協会が用意する。

エ ダッシュボードのライセンス

- ・協会で保有する「Tableau Online」のライセンスを活用すること。現在、協会で保有済みのライセンスは下記のとおり。
Tableau Creator ライセンス：4
Tableau Viewer ライセンス：3
- ・協会保有のオウンドメディア（WEBサイト「ちょこたび埼玉」やSNSデータ）のアクセスデータ等については、上記Tableauアカウントを用いて協会内でダッシュボード作成予定。
- ・なお、契約金額の範囲内で、費用面及び利便性等でより効果的なBI製品がある場合は提案すること。併用も差し支えない。

オ ダッシュボードの保守・運用

- (1) ウで作成するオリジナルダッシュボードの保守・運用を行うこと。

カ データの公開範囲について

データの公開範囲については下記を想定している。

(ア) 一般公開

WEBサイト「ちょこたび埼玉」(<https://chocotabi-saitama.jp/>) 内にて下記データを一般公開予定。

- ・宿泊旅行統計調査
- ・旅行観光消費動向調査
- ・訪日外国人消費動向調査
- ・埼玉県パラメータ調査データ

(イ) 限定公開

- ・位置情報等のビッグデータを利用した人口統計情報（インバウンドデータ）
- ・クレジットカード等の消費購買データ（国内データ・インバウンドデータ）
- ・おでかけウォッチャー国内版ログインメニュー

- ・協会保有のオウンドメディア（WEB、SNS）のアクセスデータ等
 - ※協会内で独自にダッシュボードを作成予定
- ・その他協会に資すると考えられる受託者が提案するデータ
 - ※提案がある場合

キ 埼玉県観光DMPの利用者

埼玉県観光DMPの利用者については下記を想定している。

(ア) 一般公開

- ・WEBサイト「ちょこたび埼玉」(<https://chocotabi-saitama.jp/>) を閲覧可能な全ての人。
- ・一般公開されたデータはすべて制限なく活用できることを想定

(イ) 限定公開

- ・協会
- ・県内4DMO
 - …（一社）DMO川越、（一社）奥むさし飯能観光協会、（一社）行田おもてなし観光局、（一社）秩父地域おもてなし観光公社
- ・埼玉県観光課

ク その他構築における留意事項

- ・データの公開範囲については提供元と協議の上決定するが、本契約により調達された全てのデータは、埼玉県観光DMPの利用者（県内DMO等）に公開し、各者は、それぞれの用途に応じて任意に活用することを想定している。
- ・各種データの取込みは可能な限り自動化し、効率化を図ること。
- ・調達したデータは利用しやすいようクレンジング（清浄・正規化）加工を行った上で埼玉県観光DMPに格納すること。
- ・データのテストについて、元データや提供元のレポートとの比較などにより検証を行うこと。
- ・リリース機能について、操作やデータ仕様がユーザー視点で活用しやすいマニュアルや解説動画等を作成すること。
- ・開発手法はアジャイル型開発を適用し、プロトタイピングを複数回実施後に最終形と確定設計書を作成すること。
- ・データの可視化については、以下を考慮したシステム構成及び機能を設けること。
 - (ア) 利用者が直感的に行うためのダッシュボード機能
 - (イ) 分析結果の二次利用をCSV、Excel形式等で簡便に行うためのデータエクスポート機能
 - (ウ) 印刷その他の出力機能
 - (エ) 観光施設や観光スポットのMAP表示を行える機能
 - (オ) 上記(ア)～(エ)のほか、AIによるデータ分析支援など、DMPの利便性向上に資すると考えられる機能があれば積極的に提案すること
- ・本業務を行う主要担当者については、DMP構築・運用実績や分析業務実績が十分にあること。

(2) 埼玉県観光DMPの運用・保守

- ・サーバー、OS、その他ミドルウェア等のインフラについて、脆弱性対応を適切に行うこと。
- ・ディスク容量等のリソース監視、システム全体のバックアップ、セキュリティ機器等の設定及び維持管理等の定期的なシステム稼働状況の監視を行うこと。
- ・障害発生時等におけるデータ復旧を可能とするため、バックアップが行える機能を有すること。
- ・障害発生時等においては、メール、電話等による問い合わせ、緊急度に応じたオンサイト対応や、データ復旧、不具合に係るシステム復旧を行うこと。
- ・可用性、機密性、完全性を担保の上、将来性を考慮したシステム稼働環境とし、システム全体として、少なくとも導入後5年間保守可能な構成とすること。
- ・計画的なメンテナンス等を除き、原則として365日、24時間利用可能であること。
- ・月次保守レポートとして、データ更新状況を報告すること。
- ・月次運用レポートとして、可視化ダッシュボードの閲覧状況を報告すること。

(3) 導入・活用支援プログラム

協会や埼玉県観光DMPの利用者（県内DMO等）による施策の成果が最大となるよう、プログラムの作成等による導入及び活用支援を行うこと。

ア 導入支援サポート

- ・利用者はマーケティングやIT等の専門的な知識がないことを想定し、協会や県内DMOに向けた埼玉県観光DMPの操作に関する勉強会を行うこと。
- ・オンラインによるフォローアップセミナーを行うこと。
- ・協会や県内DMOに対して、計4回以上は行うこと。

イ 活用促進サポート

- ・協会や県内DMO等の利用者自らが、仮説の設定→検証→結論→提言という一貫した分析を行えるようになるための説明会を先行公開（9月上旬）及び完全公開（2月中旬）時に行うこと。

ウ デジタルマーケティングに関連するサポート

- ・法令改正やプラットフォームによる仕様の変更等の情報を収集するとともに、適宜、サポートを行うこと。
- ・デジタルマーケティング関連施策の相談対応は、「企画」から「評価」まで、各施策担当部署の希望に応じて、プロジェクト進捗と並行して実施することを想定している。なお、対応に際しては、デジタルマーケティングの専門知識がない者にも理解しやすい説明に配慮すること。

(4) 成果物

以下の成果物を納品すること。

- ア 開発プログラム等（アクセス権限を含む。）
- イ 設計書等ドキュメント
- ウ 操作マニュアル
- エ 導入支援サポート実施報告書
- オ 活用支援サポート実施報告書

(5) 引継ぎ等

本契約の完了または解除等により業務が終了する場合、終了日までに本業務を協会が継続できるよう必要な措置を講じること。具体的な引継ぎの内容は次のとおりとする。

ア DMPの引継ぎ

- ・受託者はデータベースに格納されている全てのデータ・ダッシュボード等を無償で提供すること。

イ データ・ダッシュボード等のDMP移行の支援

- ・本契約の完了または解除等になった場合は、埼玉県観光DMPの管理・運営を新たに受託した事業者が円滑に実施できるよう支援を行うこと。なお、移行にあたって受託者に業務負担が発生した場合、協会は一切の費用負担を行わないので、予め留意すること。

ウ その他

- ・データやダッシュボード等、本業務で構築した埼玉県観光DMPの全てについて、無償で提供すること。

6 その他

(1) 再委託等について

- ・受託者は本業務のすべてを第三者に再委託し、又は、請け負わせてはならないこと。
- ・受託者は本業務の一部を第三者に再委託することができるが、その場合、再委託先の概要と責任者を明記し、再委託する業務の内容、実施体制等を事前に書面で提出し、委託者の承認を得ること。

(2) 業務の履行に関する措置

- ・委託者は本業務（再委託した場合を含む。）の履行につき著しく不相当と認められるときは、受託者に対してその理由を明示した書面により必要な措置をとるべきことを要求する場合がある。
- ・受託者は前記要求があったときは、当該要求に係る対応を決定し、その結果を要求のあった日から10日以内に委託者に書面で提出しなければならない。

(3) 機密の保持

受託者は本業務（再委託をした場合を含む。）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者への開示、漏えいをしないこと。また、契約終了後も同様とする。

(4) 関係法令の遵守

受託者は本業務（再委託をした場合を含む。）を履行する上で、著作権、肖像権や個人情報を取り扱う場合は、関係法令等を遵守すること。

(5) 秘密の保守

本業務から知りえた情報（秘密）を他に漏洩しないこと。本業務終了後も同様とする。

(6) 所有権・著作権の取扱い

- ・本業務から発生する全ての著作権（著作権法第27条、28条の権利を含む）は協会に帰属する。
- ・本業務の実施により協会に提出した成果物（成果物以外に協会に提供した資料・レポートその他の提供物があった場合には当該提供物を含む。以下同じ。）の所有権、著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）その他一切の権利は協会に帰属し、受託者は、協会が認めた場合を除き、成果品に係る著作人格権を行使できないものとする。
- ・成果物のうち、受託者が従来から著作権を有する著作物については、受託者は、これらの著作物を利用するために必要な許諾を協会に与えるものとし、第三者が従来から著作権を有する著作物については、受託者は、責任をもって第三者から協会への利用許諾を得るものとする。
- ・受託者は、本業務の遂行にあたり、第三者の特許権、著作権、肖像権、パブリシティ権その他の知的財産権等を利用する場合は、その利用に関する一切の責任を負うものとする。
- ・調達したデータの所有権は協会に帰属するものとする。

(7) その他

- ・この業務に関わる必要経費はすべて受託者の負担とし、本契約額の範囲内で実施するものとする。
- ・この仕様書に定めのない事項については、委託者と協議の上、決定するものとする。